

第6章 今後の取組

第1節

循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

1 エネルギー・資源の適正利用

1-1 省エネルギー化の推進

(1) 省エネルギー化の推進

ア 省資源・省エネルギー対策の推進

「環境創造活動を進める三重県民の会」や「資源とエネルギーを大切にす県民運動推進会議」の活動、「三重県地球温暖化対策推進計画 チャレンジ6」の一環としての省エネルギーの取組を、引き続き推進していきます。

イ 環境共生住宅の建設促進

環境と共生した住まいづくりの施策として、良質な住宅ストック形成を促すには、地方公共団体施策住宅として、住宅金融公庫融資の優遇措置の活用を図ることができるため、この制度を用いて市場の誘導を図っています。具体的には、雨水等を有効活用する住宅（三重県雨水等有効活用型住宅）を普及させるため、県の施策住宅として加えることで住宅金融公庫の100万円の割り増し融資が受けられるというもので、今後この制度のさらなる普及を行います。また、環境との共生等を目指し、松阪市に建設したモデル住宅「すまいたいけんかん」により、より多くの方に体験してもらう機会を増やします。

(2) 自然エネルギーの利用の推進

ア 新エネルギー導入の推進

新エネルギーの導入を図るため、平成11(1999)年度に策定した「三重県新エネルギービジョン」に基づき、その具体化のために平成15(2003)

年度は次のことに取り組みます。

(7) 平成12(2000)年度に策定した「公共施設等への新エネルギーの導入方針」に基づき、県の公共施設や公共事業を対象に新エネルギーの率先導入を進めます。

(4) 県内への新エネルギー導入を促進するため、住宅用太陽光発電設備及び学校への太陽光発電設備に対する補助事業を実施します。

「三重県住宅用太陽光発電システム普及支援事業」

住宅用太陽光発電システムへの補助事業を実施している市町村に対し、その経費の1/2相当額を補助します。

「三重県エコスクール支援事業」

学校施設に太陽光発電システムを設置する市町村、一部事務組合または学校法人に対して、その経費の1/6相当額を補助します。

(ウ) 新エネルギーの普及啓発事業として、セミナー、学習フェア等の開催や市町村に対する導入支援事業の説明会を実施します。

(エ) バイオマスの計画的、効率的なエネルギー利用を進めるため、バイオマスエネルギー利用ビジョンを策定します。

イ 水力発電の推進

平成14(2002)年度に引き続き、川上発電所(最大出力1,200kW)建設に取り組んでいます。川上ダム建設費の一部を負担するとともに、水資源開発公団と今後の建設計画を協議していきます。

このほか、宮川の流量を回復するために宮川ダムから常時放流する水を利用した、宮川維持流量発電設備の建設を進めます。

水力発電の事業計画

事業計画	川上発電所建設事業	宮川維持流量発電所建設事業
所在地	名賀郡青山町阿保	多気郡宮川村久豆
発電方式	ダム式(完全従属式)	ダム式(維持放流流水利用)
水力	淀川水系木津川支川前深瀬側	宮川水系宮川
最大出力	1,200kW	220kW
最大使用水量	2.5m ³ /s	0.5m ³ /s
有効落差	58.65m	64.50m
年間可能発電電力量	約5,589,000kWh	約1,500,000kWh
工期	平成16年度完成予定	平成16年度完成予定

(3) 未利用エネルギーの利用促進

ごみの持つ未利用なエネルギーを有効利用するため、市町村で製造されたRDF（ごみ固形燃料）の安定的な受け皿として、三重ごみ固形燃料発電所（RDF焼却・発電施設）を適切に運営していきます。

（RDF焼却・発電施設計画）

(7) 設置場所

桑名郡多度町力尾地内

(4) 施設規模

① RDF処理能力

240t／日

② 発電出力

12,050kW

(5) 運転開始

平成14（2002）年12月

1-2 森林の公益的機能の向上

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、平成14（2002）年度に引き続き、ゾーニングに基づいた重点的、効果的な森林管理を実施するとともに、環境林においては、森林を公共財として位置づけ、公益的機能の高度発揮をめざして実施している森林環境創造事業を進めます。

また、環境林及び国ゾーニングの水土保持林において、若齢林を中心に針葉樹・広葉樹等の混交林化を図ることにより、二酸化炭素の吸収や固定量の増加及び公益的機能の高度発揮を進めます。

2 廃棄物の適正な処理

2-1 発生抑制とリサイクルの推進

(1) ごみの減量化とリサイクルの推進

ア ごみの減量化とリサイクルシステムの確立

(7) 資源循環型処理施設整備事業

国庫補助採択を受けてストックヤードやリサイクルセンター等資源循環型の一般廃棄物処理施設の整備を行った市町村等に財政支援を行い、リサイクルを促進します。

(4) 生ごみ減量化促進事業

家庭や事業所から燃えるごみとして排出されていた生ごみ及び廃食用油の再利用を進め、ごみの減量化を推進します。

(5) 認定リサイクル製品普及支援事業

三重県リサイクル製品利用推進条例により認定した製品の利用を促進するため、生産者等の展示・広報事業に対して支援を行います。

す。

(E) 容器包装リサイクル法に基づく第3期分別収集計画の推進

三重県第3期分別収集促進計画に基づき、市町村等の第3期分別収集計画の円滑な推進を支援し、容器包装リサイクル法によるリサイクルの推進を図ります。

イ RDF（ごみ固形燃料）化の推進

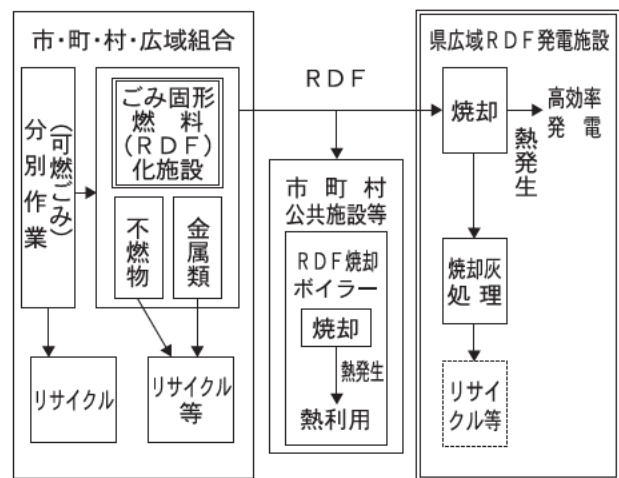
(7) RDF化構想の推進

ごみの焼却・埋立処理から循環型の処理システムへと転換し、環境への負荷を減らすとともに、未利用エネルギーの有効利用とごみ処理の広域化を図るため、RDF化構想を市町村と一体となり推進します。

(4) RDF全国自治体会議

廃棄物のRDF化及びその利用を推進するための課題やその解決方策、技術開発等の情報交換を行うとともに、国等関係機関への働きかけを行います。

RDF化構想概念図



ウ 環境保全型畜産の推進

家畜ふん尿処理施設のより一層の整備を図るため、平成14（2002）年度に引き続き、実態調査、巡回指導、技術資料の作成・配布、研修会の開催を行います。

なお、環境保全型畜産確立のための支援制度は、次のとおりです。

区 分	制 度 名	所轄官庁名
家畜ふん尿処理整備に係る補助	生産振興総合対策事業 家畜ふん尿リサイクル推進事業	農林水産省 三重県
低 利 融 資	農業経営近代化資金 (畜産公害対策資金) 農林漁業金融公庫資金	農協等
リ ー ス 事 業	畜産環境整備リース事業	畜産環境整備 機構

エ 公共事業における再生利用の推進

リサイクル資材の新技术、新資材の情報収集及び広報を行い、リサイクル資材のより一層の利用を推進します。

(2) 産業廃棄物の発生抑制等の推進

ア 産業廃棄物自主情報公開のリニューアル

環境技術指導員制度を的確に運用し、事業所や処理業者が、産業廃棄物に関する情報と併せ、化学物質に関する情報も自主的に県民に公開するシステムにリニューアルし、県民のより一層の信頼確保を図ります。また公開している情報内容のバージョンアップについて支援を行い、資源化や最終処分量の削減等を進めるとともに、産業廃棄物の減量化・リサイクルに関する技術情報及びリサイクル関連企業に関する情報を収集し、インターネットにより容易に閲覧できるようにします。

イ PCB 廃棄物適正管理推進事業

平成14(2002)年度に実施したPCB廃棄物等実態調査の結果及び平成15(2003)年度のPCB廃棄物の保管・処分状況等届出書の整理を行い、将来無害化処理を実施するための資料とします。

また、環境事業団が進める広域無害化処理施設での安全かつ円滑な処理事業を推進するため、関係自治体とともに収集運搬計画等について調整を行います。

ウ 企業環境ネットワーク支援事業

業種の枠を越えた企業間の産業廃棄物にかかる情報交換を行うためのネットワークシステムの運用・充実と、定期的な情報交換を行います。

エ 産業廃棄物の発生抑制等のための助成

県内の産業廃棄物排出事業者等が自ら排出する産業廃棄物の発生抑制、再生、減量化のため

の研究・技術開発や設備機器の設置に対して支援します。

2-2 適正処理の推進

(1) 一般廃棄物の適正処理の推進

ア 一般廃棄物処理施設の整備促進等

市町村等に対し、一般廃棄物処理計画の策定指導を行うとともに、一般廃棄物処理施設整備国庫補助事業を円滑に推進するため指導・助言を行います。

イ ダイオキシン類削減の対策

市町村等が設置するごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類を削減するため、施設の整備や維持管理に関する助言を行います。また、国庫補助採択を受けてダイオキシン対策のためにごみ焼却施設の改修事業を実施した市町村等に財政支援を行います。

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進

ア 産業廃棄物の許可等

産業廃棄物処理施設の設置や処理業の許可申請等に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、三重県生活環境の保全に関する条例及び三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づく厳正・的確な審査を実施し、適正処理の確保に努めます。

また、県内における産業廃棄物の発生及び処理状況並びに処理施設の稼働状況等の実態を把握することにより、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理の推進等の廃棄物行政をより効果的に推進します。

イ 下水道汚泥処理システムの整備

平成9～10(1997～1998)年度の汚泥処理方式調査結果及び平成14(2002)年度の発生汚泥処理に関する研究結果をふまえ、具体化について調査・設計を進めます。

ウ 浄水場の汚泥の有効利用

浄水場発生汚泥のより一層の有効利用を推進します。

エ 公共工事に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進

公共工事発注機関は計画、設計段階から、現場発生材の再利用など、建設廃棄物の発生抑制に努め、再利用が可能な建設廃棄物は再資源化

施設へ搬入するものとします。

また、工事請負者が適正処理するよう指導監督をより徹底します。

(3) 公共関与による適正処理の推進

ダイオキシン類対策をはじめとした廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理センター事業を引き続き推進します。ガス化溶融処理施設については平成14年12月から本格稼働しており、最終処分場の事業計画も推進します。

また、石原地先埋立事業の一環として行う最終処分場の整備については四日市港管理組合、三重県環境保全事業団と連携して、本年度に施設の建設工事に着手できるように進めます。

廃棄物処理センターガス化溶融処理施設概要

項目		計画諸元
施設の種類		ガス化溶融施設
処理対象廃棄物	一般廃棄物	焼却残さ
	産業廃棄物	廃プラスチック類、燃え殻、ダスト類等
施設規模		240t/日 (80t×3系列)

廃棄物処理センター最終処分場計画概要

項目	計画内容
処分場方式	管理型処分場
処理対象廃棄物 (産業廃棄物)	鉱さい、燃え殻、無機性汚泥、 廃プラスチック類等
処分場総面積	約27.7ha
埋立総容量	約1,780,000m ³

石原地先埋立事業最終処分場計画概要

項目	計画内容
処分場方式	管理型処分場
処理対象廃棄物	鉱さい、無機性汚泥、 廃プラスチック類等
処分場総面積	約7.5ha
埋立総容量	約550,000m ³

2-3 不法投棄・不適正処理の防止対策の推進

(1) 監視・指導の強化

ア 産業廃棄物対策の推進

処理業者、排出事業者等への立ち入り検査等通常の監視活動のほか、早朝・夜間・休日の監視、隣接県との共同路上検査、スカイパトロール等を通じ、積極的な監視活動を行うとともに、廃棄物ダイヤル110番、廃棄物FAX110番による通報に即応します。

また、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不法投棄事案に対する告発を的確に行います。

イ 環境修復対策の推進

桑名市五反田地内における産業廃棄物の不法投棄について、原因者が必要な措置を講じなかったため、原因者に代わって県が行政代執行により生活環境保全上の支障の除去を行います。

(2) 道路、河川等の清掃

道路については、路面清掃車による清掃を実施するとともに、「ふれあいの道里親事業」により地域住民及びボランティア団体等による一定範囲の草刈、清掃を支援します。

また、環境ボランティアによる道路、河川、海岸の清掃活動を支援します。

2-4 し尿処理体制の整備の促進

廃棄物処理法施行令で原則禁止とされた、し尿の海洋投入を平成19年1月末までの猶予期間中に全廃するため、陸上処理施設が整備されていない市町村に対し、し尿の海洋投入処分の解消に向けた働きかけ及び情報提供を行い、施設整備を促進します。

3 大気環境の保全

3-1 大気汚染の防止

(1) 工場・事業場対策の推進

ア 大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法並びに三重県生活環境の保全に関する条例に基づく規制対象工場などへの立入検査及び行政指導を実施します。

イ 問題発生工場等に対する調査指導

大気汚染被害の発生源となった工場などにお

ける被害発生の実態把握と発生原因の究明を図り、必要な対策を指導します。

ウ その他

緊急時の措置を含む法及び条例などの施行についての運営管理、指導を行います。

(2) 自動車交通公害対策の推進

ア 窒素酸化物等総量削減計画の策定

自動車NOx・PM法に基づき、関係市町、国の関係行政機関、学識経験者等で構成する協議会を設立し、当該協議会で自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質の総量を削減するための調査・審議を行い、平成22(2010)年度を目標年度とする総量削減計画を策定します。

イ 自動車使用管理計画の策定

自動車NOx・PM法に基づき、対策地域内で30台以上自動車を保有している事業者に対し、自動車使用管理計画の策定を指導するとともに、定期的報告により計画の進捗状況を把握します。

ウ 低公害車の普及

低公害車の一つである天然ガス自動車の普及を促進するため、天然ガス供給施設の整備をガス供給業者に要請するとともに、自動車NOx・PM法対策地域内の事業者が天然ガス自動車を導入する際、導入に要する経費の一部を国と協調して補助します。

エ ディーゼル微粒子除去装置の設置促進

健康への影響が指摘されている浮遊粒子状物質の削減を図るため、自動車NOx・PM法対策地域内の事業者等がディーゼル微粒子除去装置を導入する際、導入に要する経費の一部を国と協調して補助します。

オ アイドリング・ストップの推進

駐車場管理者が行うアイドリング・ストップの周知への支援及び自動車免許更新者へのアイドリング・ストップの普及啓発を進めます。

カ 自動車交通公害対策の総合的推進

交通流・量を適切に配分・誘導し交通流の円滑化を図るため交通管制センターの高度化、交通情報提供システムの整備、信号機の系統化等

の整備を促進します。

キ 交通の円滑化対策の推進

(7) 交通情報提供システム(AMIS)の整備

平成10(1998)年度から交通情報提供システムの整備に着手し、北勢、中勢地域の主要幹線道路を中心に情報収集提供装置(光ビーコン)を整備して、平成12(2000)年4月から同システムの運用を開始しました。これにより既存の交通情報板等と合わせて交通情報を提供することとなり、交通流の分散を促し交通の円滑化を図っています。

平成15(2003)年度も引き続き情報収集提供装置(光ビーコン)(33基)を整備し、同システムの北勢地域での更なる拡充整備に努めていきます。

(イ) 交通管制システムの拡充整備

交通の円滑化を図るため、交通管制システムの拡充整備を行い、広域的な信号制御を実施します。具体的には、信号機の集中制御化(8基)を整備していきます。

(ウ) 信号機の高度化改良とLED式信号灯器の導入

幹線・生活道路における交通の安全と円滑化を図るため、信号機の機能の高度化改良整備を進めるとともに、引き続き主要交差点において、LED式信号灯器(約500灯)の導入を進めることによって交差点付近での交通事故防止及び消費電力の削減を図っていきます。

(3) 光化学スモッグ対策の推進

ア 緊急時の措置

県内14発令地域の各関係機関と連携を図り、学校等に対し光化学スモッグ緊急時の措置を徹底し、被害の未然防止に万全を期します。

イ 予測システムの運用

予測的中率を注意深く見守り、今後ともこの予測システムにオキシダントの新しい知見を加味しながら、引き続き運用を実施します。また、説明変数として用いる各測定データの集積を行い、的中率等の検討を進め、予測精度の向上を図ります。

(4) 有害化学物質対策の推進

ア 有害化学物質対策の推進

平成15(2003)年度は、19の優先取組物質

の大気環境調査を四日市市と連携して実施します。また、優先取組物質を使用している事業所に、排出抑制に関する最新情報を提供し、事業者の自主的な排出抑制を促します。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視として、県内25地点において、ダイオキシン類の大気環境濃度を調査します。

イ PRTR制度の推進

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）により、対象事業所は、対象化学物質の環境への排出量、廃棄物などとしての移動量を把握し、平成14（2002）年度より県を經由して国へ届け出ることとなり、その集計結果について公表します。

また、ホームページ「三重の環境」、パンフレット等を用い、広くPRTR法の啓発を行っていきます。

(5) 地球温暖化対策の推進

ア 地球温暖化対策実行計画策定促進

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、県内市町村の実行計画策定に協働して取り組みます。また、三重県生活環境の保全に関する条例に基づき一定規模の工場・事業場（第1種エネルギー管理指定工場 117社）が地球温暖化対策計画を策定するよう働きかけます。

イ 地球温暖化対策普及啓発事業

地球温暖化対策の普及・啓発のため、「こども低公害車体感フェア」を「こどもかんきょう体感フェア」に合わせ開催します。

ウ 大型店舗等省エネルギー化対策事業

民生系（事業所）の地球温暖化対策として、ビル管理法の対象である大型店舗等に対し、省エネルギー等の温室効果ガス削減対策計画等の策定を働きかけます。

エ 三重県庁地球温暖化対策率先実行計画の推進

県自らが率先して事務・事業による温室効果ガスの排出削減に取り組むため、「三重県庁地球温暖化対策率先実行計画」の推進に取り組みます。

オ 関西広域連携協議会における地球温暖化対策

の推進

関西広域連携協議会の温暖化対策企画WGに参加し、「関西エコオフィス宣言」「地球温暖化防止活動推進員の合同研修会」「夏のエコスタイルキャンペーン」に取り組みます。

カ 地球温暖化対策検討会議開催

学識経験者や市町村、公認会計士、NPOらをメンバーとした地球温暖化対策検討会議を設け、地球温暖化対策「三重モデル」を県民と行政が協働して創造します。

キ 「排出量取引制度」バージョン・アップ

平成14年度に実施した「三重県型CO₂排出量取引制度提案事業」を踏まえ、民生部門への応用等のバージョン・アップに取り組みます。

ク 地球温暖化対策シンポジウムの開催

地球温暖化対策検討会の成果である地球温暖化対策「三重モデル」の周知と温暖化防止の雰囲気醸成のためシンポジウムを開催し、全国に情報発信します。

ケ その他

地球温暖化防止対策の普及啓発ビデオ作成や、簡易版GHG排出量集計ソフト開発、地球温暖化対策のホームページ作成等を行います。
注）GHG Green House Gas：温室効果ガス

(6) フロン対策の推進

ア フロン回収破壊の推進

フロン回収破壊法に基づき、フロン類の確実な回収破壊を推進します。
事業者に対しては、法に定められた適正な業務の徹底を図るため、立入検査等を実施します。

イ 普及啓発

ホームページ等でのPRによりフロン回収破壊法の周知を図り、フロン類の適正な処理について普及啓発します。

3-2 騒音・振動の防止

(1) 工場・事業場に対する規制・指導等

三重県生活環境の保全に関する条例に基づく規制対象施設等の届出を審査・指導するとともに、規制対象工場・事業場の立入検査を行い、基準遵

守の確認や改善指導を行います。

また、規制事務の迅速・適正化を図るため、「感覚公害ハンドブック」を活用します。

(2) 都市生活騒音対策の推進

ア 近隣騒音対策

生活騒音の防止のためのモラルの高揚を図るため、パンフレット等による啓発活動を実施します。

イ 未規制事業場（施設）対策

未規制事業場（施設）による騒音苦情の実態を把握するため、市町村との連携を図りつつ、騒音測定等を適宜実施します。

(3) 道路の騒音・振動対策の推進

騒音マップの作成の検討

平成11（1999）年4月に騒音に係る環境基準が改正されたことから、環境騒音（道路に面する地域）の評価方法は、従来のその地域を代表する地点における達成地点数（あるいは割合）による「点的」な評価方法から、沿道の住居等の立地状況を考慮した「面的」な評価方法に変更されました。

環境騒音（道路に面する地域）の地域評価は、評価を行う範囲の住宅等の分布状況を把握するとともに、沿道における騒音の状況を面的に把握するために、主要道路沿道沿いの騒音マップの作成について検討します。

3-3 悪臭の防止

ア 工場・事業場に対する規制・指導等

規制事務の迅速適正化を図るため、「感覚公害ハンドブック」を活用します。

イ 畜産経営に起因する悪臭の防止

悪臭防止について、平成14（2002）年度に引き続き、畜産環境パトロールを行い、悪臭防止技術等についての濃密な指導を行います。

4 水環境の保全

4-1 水質汚濁の防止

(1) 環境基準類型の指定・見直し

これまで環境基準類型のあてはめを行った水域のうち、現状水質がより上位の環境基準を達成できる水域については環境基準類型の見直しを行うことで水質の保全を図ります。

(2) 工場・事業場対策の推進

ア 工場・事業場に対する規制・指導

県内の規制対象事業場の排水監視及び処理施設の維持管理指導等を実施し、公共用水域への水質汚濁の軽減を図ります。

イ 畜産経営に起因する水質汚濁の防止

水質汚濁防止について、平成14（2002）年度に引き続き畜産環境パトロールを実施し、浄化処理機能維持技術等についての濃密な指導とともに、素掘処理、野積処理についての改善指導を行います。

(3) 生活排水対策の推進

ア 生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）の確実な達成を図るため、県と市町村とが連携を図り、地域の事情に最も適した事業の推進を図ります。

イ 合併処理浄化槽の設置促進

(7) 合併処理浄化槽の設置促進

55市町村を対象に2,380基の整備に対する補助を行います。

(イ) 特定地域生活排水処理施設の整備促進

市町村が生活排水対策の一環として実施する事業で、地域特性を勘案し、住宅の浄化槽を市町村自ら設置し、維持管理をする特色を持っています。

三重県では、飯南町・飯高町・宮川村・南島町で事業を行っており、県補助の採択要件として高度処理型機能についても義務付けをし、地方債の元利償還金の支払に対し補助を行っています。国における本事業の補助採択要件が緩和されたため、本県においても、今後、対象地域等について見直しを行う必要があります。

(ウ) 高度処理型合併処理浄化槽の設置促進

生活排水対策重点地域や宮川ルネッサンス流域市町村の水環境の保全を図るため、窒素等の除去能力に優れた高度処理型合併処理浄化槽の整備に対する補助を行います。

ウ 生活排水総合対策の推進

三重県生活環境の保全に関する条例に基づく公共用水域への廃食用油の排出抑制及び無洗米の推奨等、県民、事業者、行政の協働により公共用水域への汚濁負荷低減に向けた取組みを進

めます。

エ 浄化槽の適切な維持管理

公共用水域の保全を図るため、平成14(2002)年度に引き続き、無管理浄化槽の指導、浄化槽関係業界の育成を行います。

また、指定機関が行う浄化槽法に基づく水質検査の受検率の向上を図るため、県、市町村及び浄化槽関係業界が協力して対策を検討できる体制を整備します。

(4) 有害化学物質対策の推進

ア ダイオキシン類調査

ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく常時監視として、環境基準点(県内32河川40地点、4海域13地点)及び追加(補足)地点で水質調査を実施するとともに、その一部で底質、水生生物の調査を実施します。また、地下水調査を22地点で実施します。

イ 環境ホルモン調査

水環境における環境ホルモンについて、過去の調査で検出された物質等を選定し、重点項目調査を実施します。

ウ ゴルフ場の維持管理指導

平成14(2002)年度に引き続き、ゴルフ場から報告される維持管理状況等を取りまとめるとともに、新設されたゴルフ場からの排水中の農薬分析を行い、調査・点検パトロールを実施します。

また、ゴルフ場等における農薬の適正使用を推進し、農薬管理責任者等の資質向上を図るため、平成14(2002)年度に引き続き、研修会を開催します。

(5) 閉鎖性水域の水質汚濁防止対策の推進

ア 伊勢湾における環境保全の推進

(7) 伊勢湾総量規制の推進

伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減を図るため、化学的酸素要求量(COD)を指定項目として四次にわたり総量規制を実施してきました。

第5次総量規制では、CODに加え、窒素・磷が指定項目となりました。

(4) 伊勢湾総合対策協議会による取組

伊勢湾総合対策協議会において、平成12

(2000)年度に策定した「伊勢湾の総合的な利用と保全に係わる指針」に基づいた具体的な事業の実施状況や、成果について、調査・検証を行います。

(ウ) 伊勢湾富栄養化防止対策

工場・事業場に対し、水質管理目標値による削減指導を行うほか、富栄養化防止の啓発に努めます。

イ 漁場保全対策の推進

(7) 漁場環境保全調査

平成14(2002)年度に引き続き、水質調査、藻場調査、底質・ベントス調査を実施し、漁場環境の変動の把握に努めます。

(4) 漁民の森づくり活動の推進

漁場環境を改善するため、漁業者が宮川村大杉谷で行う植樹・保育活動を支援します。

(ウ) 持続的な養殖生産の確保推進

平成14(2002)年度に引き続き、へい死魚を迅速かつ衛生的に処理できるよう廃棄物処理機の導入を促進します。

(エ) 漁場環境指標策定調査

魚類養殖場を持続的に利用するために湾の特性を把握し、内湾度指数の検証や底質の硫化物量を用い、漁場環境指標を確立させるための調査を実施します。

(カ) 美しい「みえのうみ」維持・創造プロジェクト

平成14(2002)年度に引き続き、地域で活躍されている方々と協働しながら環境創造に向けた取組を行います。また、モデル流域での環境学習のサポートや、共有する情報の充実を図ります。

(ク) 漁場環境保全創造事業

平成15(2003)年度からは、片田・船越地区において、浚渫事業を実施します。また、伊勢湾の底質改善を図るため、耕耘や堆積物の除去を行います。

(キ) 沿岸漁場の整備(底質改良剤散布)

平成14(2002)年度に引き続き、英虞湾・引本浦において実施される底質改良剤散布に対して助成します。

(6) 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進

ア 土砂管理

土砂管理計画(案)を策定するのに必要となる管理地点及び管理項目等の検討を行います。

- イ 宮川ダム湖への選択取水設備の設置
宮川ダムからの冷濁水放流を改善する目的で、選択取水設備工事を行っています。

4-2 浄化機構の確保

- (1) 雨水貯蓄・浸透機能の維持向上
「緑のダム」と呼ばれる森林の水源かん養機能をさらに向上させるため、平成14（2002）年度に引き続き、総合的に森林整備を実施します。
特に宮川流域において、宮川流域ルネッサンス事業の一環として、平成14（2002）年度に策定した宮川流域総合森林整備計画に基づき、三瀬谷ダム上流地域の水源地森林の整備を図り、水源かん養機能や山地災害防止機能の維持・増進を図ります。
- (2) 河川・海域等の浄化対策の整備促進
ア 漁場環境の改善
沿岸漁場の改善を図るため、平成12（2000）年度から英虞湾において、漁場環境保全創造事業による浚渫を実施していきます。
- (3) ダムによる河川流量の維持
既取水の安定化及び河川環境の保全のための流量確保の有効なダム建設調査を進めています。

5 土壌・地盤環境の保全

5-1 土壌汚染の防止

- (1) 土壌汚染物質のモニタリング体制の確立
ア ダイオキシン類環境実態調査の実施
土壌中のダイオキシン類の実態把握のため、県内の一般土壌（農用地を除く）46地点で環境調査を実施します。
- イ 有害特定事業場周辺環境調査の実施
工場・事業場での有害物質による土壌汚染に起因する地下水汚染実態把握のため、県内の有害特定事業場の周辺井戸100地点で汚染状況調査を実施します。また、必要に応じて土壌の汚染状況調査を実施します。

5-2 地盤沈下の防止

- (1) 地盤沈下対策
ア 地盤沈下対策の推進
イ 地下水採取の規制・指導
「工業用水法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」や「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、対象となる揚水設備の所有者に対する地下水の採取の規制・指導を実施します。
- イ 地盤沈下の観測・調査
地盤沈下の動向を把握するため、水準測量調査を実施し、桑名市、四日市市、多度町、長島町、木曾岬町及び川越町地内の既設井戸を利用して年間の地下水位の動向を調査します。
- ウ 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱に基づく要綱推進調査として地下水収支の経年変化調査及び地下水採取量の実態調査を実施します。
- イ 農業用施設の被害復旧
農用地及び農業用施設の被害を防止するため、平成14（2002）年度に引き続き、次の事業を実施します。

地区名	市町村	事業内容
城南	桑名市	用水路工
東汰上二期	〃	排水機場工

- ウ 北伊勢工業用水道の整備
工業用水道事業施設の安全性向上と安定給水を図るため、既設工業用水道事業施設の改良工事や配水管の連絡工事を実施します。
また、企業誘致等関係部局との連携のもと、地下水から工業用水道への水源転換や新規企業立地に伴う工業用水の供給等、工業用水道の需要拡大を進めていくこととしています。